

第17回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成23年6月21日(火)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 27名

1番 花澤 信一	2番 鈴木 俊郎	3番 平戸 正己
4番 古川 晃市	5番 葛田 秀治	6番 武内 章一
7番 小川 良夫	8番 長谷川 良二	9番 木村 總一郎
10番 伊井 勝實	11番 鳥海 夫男	12番 鈴木 弥須雄
13番 遠山 修	14番 鶴岡 公一	15番 葛田 吉弥
16番 石井 文夫	17番 御園 豊	18番 藤井 幸光
19番 榎本 雅司	20番 勝畑 孟志	21番 飯塚 健史
22番 渡辺 喜一	23番 前橋 勇	24番 川島 三夫
25番 高橋 一夫	26番 川名 康夫	27番 石井 清治

5 欠席委員 なし

6 出席事務職員 3名

鹿島事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

◎開 会

平成23年6月21日午後 3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第17回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、27名中27名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

7番、小川良夫委員、8番、長谷川良二委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可分）を議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第1号についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は当該土地を取得しての農業経営の拡大であります。場所は、谷中字五反田です。現地を確認したところ作付されておりました。会議資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書で、農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については借用により利用するとのことです。農作業常時従事日数人数につきましては、世帯で1,050日です。下限面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、これまでどおり水稲作付するとのことで、近隣で調和した農作業を実施しており問題ありません。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

24番、川島三夫委員、お願いします。

○24番（川島三夫君） 24番の川島でございます。2ページの位置図をごらんいただきたいと思いますけれども、申請地は谷中の一番西のほうに位置しておりまして、この図面の、申請地の左のほうに集落がございますが、これは木更津市のジンダイという集落でございます。この申請地のすぐ西側の道路を北のほうに進みますと広域農道につながり、そしてさらに進みますと大曾根の公民館に突き当たる道路でございます。

申請地は、ただいま事務局のほうからご報告ございましたように稲が植えられておりまして、きれいに管理をされておりました。

譲受人の〇〇さんは、この資料にもございますように155頭という乳牛、実際すべて搾乳はしていないと思いますけれども、100頭以上搾乳という大規模な酪農家でございます。その方が稲作のほうも栽培しております複合経営農家でございます、直売所のほうも経営をされております専業農家でございます。

この譲り渡し人の〇〇さんとは親戚関係にございまして、そのようなことからこのたびこの申請地を取得しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（知事許可分）

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（知事許可分）を議題とします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市在住の方が経営移譲年金を継続して受給するため、贈与により取得した農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。権利の種類は使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可相当と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。
議案第3号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本件は、下泉を所在地とした社会福祉法人の設立予定者が、下泉在住の居住者から農地を賃貸借して介護福祉施設用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料のほうの6ページ、位置図をごらんいただきたいと思います。申請地はのぞみ野の最北端から東方向に約500メートル行ったところですが、既存の介護施設に隣接し、農振農用地区域からは除外されておりますが、周辺は一団の農地となっておりますので、第一種農地に区分されるものと思われれます。しかしながら、当該施設につきましては袖ヶ浦市から整備にかかる経費の一部に補助金と言う形で助成が予定されております。したがって、不許可の例外に該当するものと判断をされます。また、排水についてでございますが、排水路等がないことから、約270メートルの距離ですが、排水管を新設しまして、最終的には市原市の側溝に放流することとなっております。

なお、排水処理としましては合併浄化槽によって浄化した後に放流をするものです。また、最終放流先の側溝の管理者であります市原市さんとは事前協議を終わっておりまして、一応内諾を得られているということでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、古川晃市委員、お願いします。

○4番（古川晃市君） 4番、古川です。この件につきまして、きょうの午前中に現地にて建築事務所の担当と申請者の父親に会いましてお話と説明を伺ってまいりました。

この件ですけれども、賃貸借の設定と農地の転用ですが、賃貸借につきましては父親と子供の関係であり、家庭内のトラブルもないので問題はないものと考えます。転用については、6ページの地図にもありますが、申請地の北側の空白の部分、ここに既存の2階建ての施設ができております。その南側に進入路と新しく建築したいということでの転用でございます。

建築の理由といたしましては、現在の施設の利用者がふえ、手狭になったことから市としての社会福祉事業の拡大に合わせ新たに建設するものであります。規模につきましては、1階平家建て、面積は1,250平米とかなり大きなものになりますけれども、利用規模につきましては、入所29名、老人の

方が泊まって生活する場所です、それが29名分、あとデイサービス、1日通ってサービスを受けるような施設ですけれども、こちらのほうの予定が15名、スタッフを合わせて50名程度の規模の施設ということでございます。

建設資金については公的機関のほうからの公的資金を使用することとして、借り入れ申請の手続も済んでいるということです。

排水につきましては、先ほど事務局より説明があったとおり合併浄化槽を設置した中で、地図のほうにありますけれども、既存のみどりの風の施設の北側に細い農道があると思います。これを真っすぐ上に行きますと丁字路にぶつかるわけなのですが、これが鎌倉街道と申しまして市原市と袖ヶ浦市の境になります。この農道に境界塩ビ管を埋設しまして、約261メートルほどですけれども、こちらのほうに管を埋けて市原市のほうに排水するというので、先ほど申されたとおり内容については袖ヶ浦、市原市、両市とも説明をいただいているということでございます。

周囲は山林と畑ということであり、民家も少なく、現況何の問題も起きていないことから今後建設するも近隣に対する影響はないものと思われまますので、どうかご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） 参考までに伺いたいのですが、排水管の260メートル布設云々というやつ、その費用とか、そういうやつは袖ヶ浦市が負担するとか、その辺のところわかったら教えてほしいのですが。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） これは設置者の負担で。

○議長（勝畑孟志君） よろしゅうございますか。

○22番（渡辺喜一君） はい。

○議長（勝畑孟志君） 川名委員。

○26番（川名康夫君） 近隣の耕作者の意見とか、そういうのは載っていますか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 接している農地につきましては、すべて法人設立予定者の父親に当たる方でございますので、その辺は特に問題はないものと思います。

○議長（勝畑孟志君） 川名委員。

○26番（川名康夫君） 26番、川名です。申請書に載っているこの農地面積全部が父親の使用に供するものなのでしょうか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 面積につきましては、合計で2,955.72平米です。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 川名委員。

○26番（川名康夫君） 26番、川名です。2,955平米が農振区域除外を受けて、全面積が〇〇〇〇〇が使うということで、そういうことでいいのですね。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） そのとおりです。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） ここへの出入りは、鎌倉街道から排水管を埋設する道路を出入りするのか、あるいは岩井のほうから入ってくるのか。これは出入り関係は結構、マイクロというのですか、そういうのがありまして、その辺、農道の幅員差し支えないのでしょうか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 道路幅員、結構狭いのですけれども、特に問題はないものと判断しています。

○23番（前橋 勇君） 大丈夫。

○事務局（佐久間 章君） はい。

○議長（勝畑孟志君） 榎本委員。

○19番（榎本雅司君） ちょっと関連になりますけれども、今農道、狭いですが問題ないということなので、この市道認定受けているか何か、そういうことなのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） そこはちょっと確認していませんので、後ほど確認して。

○19番（榎本雅司君） 基本的には大丈夫だと思うのですけれども、増築なので多分基準法にひっかからないと思うけれども、その辺ちょっと確認してください。

○議長（勝畑孟志君） 古川委員。

○4番（古川晃市君） 4番の古川です。先ほどの質問ですけれども、この施設についてはマイクロバス等大きな車は現在使用しておりません。ワゴン車程度です。そういうもので介護の方々を送り迎えという形をとっています。使用道路ですけれども、実際に排水を埋設する道路につきましては軽トラが通るのが精いっぱい道です。実際には施設を出て左の方へ向かってもらいまして、その丁字路を右に曲がって鎌倉街道へぶつかると、そこがメイン通りというか、入り口の道路になります。

○議長（勝畑孟志君） 前面道路は認定道路かわからない。

では、今前面道路は担当部署に確認してくるそうですので、ちょっとお待ちください。

事務局。

○事務局（佐久間 章君） お答えします。

市道認定はされていないそうなのですけれども、ただし既存の施設がございますので、通行に関しては特に問題はないものと思われま

○議長（勝畑孟志君） よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については許可相当と決定されました。

◎議案第4号 平成23年度第3次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 平成23年度第3次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第4号 平成23年度第3次農用地利用集積計画承認の件についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が8件で3万3,079平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）7ページをお開きいただきたいと思います。今回、利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇さんですが、申請件数は5件で、面積は79.61アール、24.78アール、63.16アール、74.53アール、30.56アールの合計272.64アールです。〇〇さんですが、申請面積は23.36アール、〇〇さんですが、申請面積は9.58アール、〇〇さんですが、申請面積は25.21アールとなっております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。〇〇さんですが、申請面積は7.39アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 5番、葛田です。4ページのこれは所有権移転の部分なのですが、1は上げたのですが、1回これは合議になりまして、その後、翌月に取り消しがありましたよね、たしかこの案件。そのときと譲受人のお名前違うのですけれども、その経緯というのは、差しさわりがなければ教えていただけますか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。こちらのほう改めて農振区域のほうに編入になりまして、今回それで売買という形になりましたが、前回の売買する方より今回の売買される方のほうが農地のほうに近いということで、よりよい農地利用ができるということで、今回こちらの申請の方がお買いになるということになりました。

以上でございます。

○5番（葛田秀治君） わかりました。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程（昭和49年農委訓令第1号）の一部改正について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 袖ヶ浦市農業委員会処務規程（昭和49年農委訓令第1号）の一部改正についての承認の件を議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

専決処分承認について、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

提案理由といたしましては、農地法等の一部改正に伴い、袖ヶ浦市農業委員会処務規程の一部改正について、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をし、承認を求めます。

説明につきましては、資料のほうの7ページからをお開きいただきたいと思います。7ページのほうは専決処分書ということで、こちらが一応改正内容となっておりますが、次の8ページをお開きい

ただきたいと思います。こちらからが新旧対照表となっております。右側が改正前、左側が改正後となっております。内容について概略を説明させていただきます。

右側のほうをちょっと見ていただきたいと思います。第9条ということで、(19) 自作農創設特別措置法云々とありますが、自作農特別措置法につきましては、現在法律そのものがなくなっておりますので、こちらにつきまして左側のほう、同じく(19) ですが、農業経営基盤強化促進法云々というふうな改正をさせていただきました。

次に、(23)、(24) ですが、こちらにつきましては、小作あるいは小作料という言葉が出ておりますが、現在この言葉は使わないようにということになっておりますので、こちらにつきましても、左側を見ていただきたいと思います。農地及び採草放牧地の権利移動及び所有状況に関することと、24で農地及び採草放牧地の賃借等及び農作業料金に関すること、このように改正をさせていただきます。

それと右側の(26)、こちらの自作農創設に関するものですので、こちらは左側を見ていただきたいのですが、削除させていただいております。

次に、9ページになりますが、こちらの右側を見ていただきたいと思います。数字がゼロから6までここに並んでいますが、2番、6番につきまして、2番が小作、6番が自作農資金となっておりますが、左側で2番が賃借料等、6番につきましては、先ほど申し上げましたとおり法律そのものがございませんので、こちらは削除させていただきました。

次に、別表第2ですが、右側を見ていただきたいのですが、第1種、第2種、第3種、第4種というふうに並んでいますが、こちらの中で第2種のところ小作料、第3種のところ小作料という言葉が入っていますが、こちらについて、左側のほうで賃借料に関する云々というふうに改正をさせていただいております。それとその下の3、小分類でいいますと買収・売渡・売払の欄の第2種のところ、こちら自作農創設特別措置法に関するものですので、こちらは農業経営基盤強化促進法に改正をさせていただきます。

次のページをお開きいただきたいと思います。こちらの下の欄の6、自作農資金という欄がございますが、こちらからは、先ほど申し上げていますが、法律そのものがございませんので、これに関するすべてを左のように削除をさせていただきました。

それと、次に11ページなのですが、11ページ、こちらの角印のひな形なのですが、右側で4つひな形ございますが、その4番目の袖ヶ浦市標準小作料協議会長印とございますが、標準小作料につきましては設定をしなくていいことになっておりますので、協議会そのものもございませんし、この角印についても削除ということで削除させていただいております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。
議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。
よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

- 議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。
事務局に説明を求めます。
佐久間君、お願いします。
○事務局（佐久間 章君） 報告第1号についてでございますが、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定によりまして第5条の届け出を局長専決にて処理いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、専決処理期間は5月1日から5月31日まででございます。
以上でございます。

- 議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

- 議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。
何かございませんか。
事務局。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（勝畑孟志君） では、私のほうから来月の総会の審議案件にはなりますけれども、下限面積の見直しにつきましてご説明したいと思います。

現在農地法第3条第2項第5号による下限面積基準として50アールとなっておりますが、この理由は農業経営上必要最低限の面積であることから規定されているものです。しかしながら、新規に農業をだれもができるようになどの観点から毎年この下限面積の見直しをすることが必要であるとの指導がされております。このことから袖ヶ浦市農業委員会におきましても下限面積を見直すことが必要かどうかの判断をしなければなりません。しかし、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないこと、また新規就農に当たっては50アール未満の者の数が増加することにより農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を来すことが想定されるため、袖ヶ浦市の下限面積については農地法で定められているとおりとし、現行の下限面積50アールの変更を行わな

い考えでおりますが、次の総会で案件として審議していただくことを予定しておりますので、見直す方向か、現行のままとするか、皆さんに事前に率直なご意見をいただきたいと思いますが、この意見に基づきまして事務局で来月の議案をつくるために必要でございますので、皆さんのご意見をお聞きしたいと思ひまして、お話ししているのですが、下限面積につきましては50アールが基準になっておりますけれども、市町村によりましてはそれよりも低い30アールとか、40アールとか、場所によっては10アール未満、都市部なんかの場合には大分低くなっておるところもありますけれども、袖ヶ浦市につきましては50アール基準になっております。ただ、この50アール基準も毎年見直しするようという形で県のほうから指導されておりますので、年に1回下限面積の変更を総会にかけて、報告するようになっておりますので、今回この7月までにそのような報告するようになっておりますので、事前に皆さんにお諮りして、来月の総会で正式に決めたいなところ思っておりますけれども、何か。

鈴木委員。

○12番（鈴木弥須雄君） 12番、鈴木です。この下限面積について確認したいのですがよろしいでしょうか。下限面積は農地法の基準では50アールと定められています。新規就農者などが参入しやすいようとか、地域の事情に合わせて農業委員会が定めるということによろしいのでしょうか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） はい、そのとおりです。

○12番（鈴木弥須雄君） わかりました。下限面積については、先ほど会長からありましたが、農業経営上最低限の面積として農地法で規定されていることであり、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的に、安定的に継続して行われぬものと考えられます。また、袖ヶ浦市では地域別に下限面積を設けるだけの状況差もなく、新規就農者も少ない農地面積で耕作する人たちの数がふえると農地の効率的な利用の確保に支障を来すと考えます。このようなことから下限面積については、農地法で定められている現行の50アールのままでいいと思ひます。

○議長（勝畑孟志君） 鈴木委員より、今下限面積、現行の50アールということでもいいのではないかとというようなご意見ありますけれども、皆さんのご意見あればお聞きしていきたいと思ひますけれども。
小川委員。

○7番（小川良夫君） 7番、小川ですけれども、今会長からは次回ということで、今やってしまうのですか。

○議長（勝畑孟志君） 方向性だけ。正式な案件ではございませんので、来月総会で急に皆さんにお諮りしてもあれでしょうから、事前にこの辺、皆さんのご意見をお聞きした上で案件として来月お諮り……

○7番（小川良夫君） では、きょうは言いつ放しということで。

○議長（勝畑孟志君） そういう案件があるということをご承知していただいて、基本的には、君津なんかは地域は広いので、地区によっては下限面積が違って決めているようでもあるようです。山間部

なんかの場合、面積を大分、30アールとか40アールというような形でやっておるようですけども、袖ヶ浦市の場合は平均的な面積でも支障ないのかなという感じもしますけれども、皆さんの各地区の状況いろいろあるかと思しますので、その辺のご意見をお聞きしながら事務局のほうで来月議案として皆さんにお諮りしますので。

○14番（鶴岡公一君） 14番の鶴岡ですけども、1つでは事務局のほうに提案なのですけども、昨年、一昨年あたりで袖ヶ浦で新規就農者はいますよね、何名か、その新規就農者の最初の部分での50アールの土地を求めて新規就農者になったのか、それとも、恐らく兼業なんかでやっている方もあると思うのですけれども、その内容をある程度把握していただきたいということと、ただいま会長が言われたとおり確かに君津とか、よそのほうでは3反という一つの規模の小さい中での規則になっているところもありますし、絶対に50アールでなければいけない部分と、いや、30アールのほうが新規参入者にとっては農業をやりやすいという面もあるし、今の不耕作地の解消の中においては余り規模が大きい人でなければ農地が買い求めないという一つのそのが弊害になって不耕作地がふえている要素の一つは私はあると思うのです。やっぱり農業をやりたいという人、兼業の中で、例えば土日に本当に農業をやりたいという人も昨今ふえてきているというふうに思いますので、その点をしっかりと、ほかの地域、それから袖ヶ浦の新規参入者の中のものをもひとつきちんと把握した中で7月に提案していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 年に1回、今申し上げたように全国農業委員会で下限面積の変更を総会で審議してくださいというような形になってきておりますので、その辺ですから毎年総会で皆さんにお諮りして、その必要性、現在の50アールの下限面積はもっと下げるべきだというような必要性が出てきた場合はまたそうしなくてはいけないと思います。来月その辺を含めて皆さんにお諮りしたいとこのように思っておりますので。

○14番（鶴岡公一君） 今後は全国的な流れの中で、50アールにこだわるのか、それとももうちょっと、30アールにこだわるかというような面もあると思います。

○議長（勝畑孟志君） 近隣の条件もあろうかと思しますので、近隣の農業委員会、皆さん同じような形で審議しておると思しますので、そういったものも含めて来月お諮りしたいと思えます。見直すか、あるいは見直さないか、その辺は来月の総会でお諮りしたいと思えますけれども、現行のままでいいということであればそのままという形にするし、見直しが必要だなという形であれば、一定の下限面積を決めていかなければいけないと。

そういうことで、来月、急に言ってもあれでしょうけれども、そういう案件を来月お諮りしたいと思えますので、ひとつご承知おきいただきたいと思えます。

では、そのほかはないようですので、本日の日程はすべてこれで終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第17回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 3時41分 閉会